

令和7年度吉賀町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当町は、農業経営体の約7割が耕地面積1ha未満と小規模経営が多く、水稻を基幹作物として、他の作物等を組み合わせた小規模複合経営を基本とした兼業農家が主となっている。

こうした現状のなか、個人農業経営の基幹的農業従事者は約9割が65歳以上と高齢化が進んでおり、耕作放棄地と農業後継者不足が課題である。有機農業などの特色のある農業の推進、ならびに担い手及び集落営農組織を育成し、農地中間管理機構や農地集積円滑化団体と連携しながら集積を推進していくとともに、継続した支援を行うことで水田の活用を促進する。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

従来から野菜を中心に、減農薬や有機栽培で安全・安心な作物の生産を行っていることにより近隣消費地での評価も高い。今後においてもこの取組を推進していく。

また、学校給食への提供や産直市場への出荷など、地産地消や食育の取組を推進する中で、需要の高い作物の供給量増加に向けた作付面積の拡大を図る。

このほか、野菜、花き・花木等について、施設栽培を推進することにより、市場等への供給や生産者の収入の安定化、さらには産地化の促進につながるため、取組の拡大を推進していく。また同時に、後継者の育成・確保を図っていく。

第2期島根農林水産計画に位置付けられている園芸推進6品目のうち、キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、アスパラガス、ミニトマトについては、当町においても水田を活用した露地及び施設における取組を推進する。また、需要に応じた安定取引につながる契約栽培を推進すると共に、排水対策等による生産量確保やGAPの取組による生産効率向上等も進めながら作付面積の拡大を図る。この推進に当たっては、水田園芸拠点づくりエンタービジョン（令和元年7月策定）等により、関係機関や生産者が連携して取り組む。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当町は、集落営農等や兼業農家等による水稻生産を中心とした水田の活用が多い状況にある。集落営農の中には、圃場整備を契機とした法人設立による農地集積等も進んできている。水田における園芸作物の作付けも拡大してきているが、多くの圃場は水田機能を維持しながら将来的な水稻生産も可能な形での活用が望まれている。このため、大豆や高収益作物等の導入を進めながら、WCS用稻や飼料用米のほか主食用も含めた水稻とのローテーションを行うことで、水田機能の維持、連作障害の回避等につながる栽培体系を推進する。

一方で、担い手や新規就農者等を中心に畑作栽培が増加しつつあり、畑作栽培を拡大していくためにも、特に水稻を組み入れない作付体系が定着し畠地化されている水田については、畠地化を含めた排水対策や畦畔の除去など作業効率の向上を図る取組を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

西いわみヘルシー元氣米、吉賀美玉及びつや姫などのエコファーマーを中心とした特別栽培米や有機栽培米など、環境に配慮し良食味で高品質な米づくりを推進し、都市部をはじめとする県内外の消費者のニーズに対応した生産を行う。また、これらの実現に向け、GAPの取組やブランド認証制度を活用し、良食味米産地としての認知度向上を図り、付加価値の創出に繋げる。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

多収品種の導入による収量確保を図ると共に、乾燥調製施設の利用を推進する。また複数年契約による作付けを進め安定生産・安定供給を図ると共に、農地集積による経営効率化を進めることで生産面積の維持・拡大へと繋げる。

イ WCS用稻

耕種農家と畜産農家との連携を強化し安定生産・安定供給を図ると共に、農地集積による経営効率化を進めることで生産面積の維持・拡大へと繋げる。

ウ 加工用米

主食用の需要減少や産地間競争の激化が見込まれるなかで、良質米の生産が見込めない湿田等、条件不利な圃場を中心に主食用米からの転換に対応していく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

地域需要の拡大を進めると共に、法人を中心に地産地消の需要に応じた生産を推進する。また、排水対策等の取組を推進し、収量や品質の向上を図る。

イ 大豆

町内加工所への原料として安定的な供給を行うため、排水対策等による品質向上、並びに機械の活用による労力軽減を図り、生産性の向上、生産面積拡大及び農地集積を図っていく。また、町の自給率向上事業、JAによる出荷助成を行うことで生産意欲の向上と、生産量の確保を図る。

ウ 飼料作物

畜産農家が自家利用するために取り組んでおり、畜産業の動向を注視しながらそれに見合った生産を進める。また、水田放牧による耕畜連携について取組組織の育成に向け対応する。

(4) そば、なたね

飲食、加工を行う事業所等への供給等による地産地消を推進し需要を拡大すると同時に、生産面積拡大を図っていく。

(5) 地力増進作物

野菜を中心に、減農薬や有機栽培による安全・安心な作物の生産を拡大することが求められている。こうした状況の中、水田園芸品目導入に向けた土壤物理性及び地力の改善のため、ソルガム、ヘアリーベッチ、エンバク等の地力増進作物の作付を推進する。なお、地力増進作物の種類は県ビジョンに準じる。

(6) 高収益作物

野菜を中心に、近隣消費地での評価も高い、減農薬や有機栽培で安全・安心な作物の生産を推進していく。

また、学校給食や産直市場などでの地産地消の取組と連携し、需要の高い作物の供給量増加に向けた作付面積の拡大を図る。

このほか、野菜、花き・花木等について、供給と収入の安定化、さらには産地化につながる施設栽培を推進する。

しまねの園芸の展開方向に位置づけられた推進品目のうち、キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、アスパラガス、ミニトマトについては、当町においても水田を活用した露地及び施設における取組を推進する。また、契約栽培による安定取引や、排水対策による生産量の確保等も進めながら作付面積の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	426.1		443.8		415.5
飼料用米	16.0		8.3		23.5
WCS用稻	30.1		26.5		37.0
加工用米	0.4		0.0		0.4
麦	0.5		0.6		0.3
大豆	12.3		12.6		15.0
飼料作物	3.6		3.6		7.6 1.2
そば	4.4	0.6	3.9		6.4 0.7
地力増進作物	0.3		0.0		1.0
高収益作物	62.5	10.3	69.2	16.2	70.4 12.0
・野菜	58.4	10.3	65.3	16.2	65.0 12.0
・花き・花木	1.5		1.4		2.0
・果樹	2.6		2.5		3.4
その他	134.4		127.7		131.1
畠地化	9.0		2.3		35.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	大豆（基幹作）	大豆集積加算	作付面積	(6年度) 1.17ha	(8年度) 6.40ha
			集積率	(6年度) 46.6%	(8年度) 80.0%
2	飼料用米（基幹作）	飼料用米集積加算	作付面積	(6年度) 15.14ha	(8年度) 17.39ha
			集積率	(6年度) 90.9%	(8年度) 74.0%
3	WCS用稻（基幹作）	WCS用稻集積加算	作付面積	(6年度) 22.14ha	(8年度) 27.38ha
			集積率	(6年度) 73.6%	(8年度) 74.0%
4	有機農産物（基幹作）	有機農産物助成	作付面積	(6年度) 1.14ha	(8年度) 3.00ha
5	にんじん、たまねぎ、ばれいしょ、キャベツ（基幹作）	地域振興野菜助成	作付面積	(6年度) 0.33ha	(8年度) 1.00ha
6	トマト、ミニトマト、しいたけ、わさび、小松菜、ほうれん草、水菜、ねぎ、メロン、花き・花木（あじさい、シクラメン、トルコギキョウ等）（基幹作）	地域振興施設栽培作物助成	作付面積	(6年度) 1.49ha	(8年度) 3.00ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:島根県

協議会名:吉賀町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大豆集積加算	1	10,000	大豆(基幹作)	販売契約、50a以上の集積
2	飼料用米集積加算	1	9,000	飼料用米(基幹作)	1.5ha以上の集積、加工用米等取組計画の受理
3	WCS用稻集積加算	1	8,000	WCS用稻(基幹作)	販売を目的として1.5ha以上の集積、加工用米等取組計画の受理
4	有機農産物助成	1	13,000	有機農産物(基幹作)	圃場・作物の有機JAS認証、販売
5	地域振興野菜助成	1	9,000	にんじん、たまねぎ、ばれいしょ、キャベツ(基幹作)	販売 等
6	地域振興施設栽培作物助成	1	13,000	トマト、ミニトマト、しいたけ、わさび、小松菜、ほうれん草、水菜、ねぎ、メロン、花き・花木(あじさい、シクラメン、トルコギキョウ等)(基幹作)	販売、農業用ハウス等の施設を用いて生産 等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。